

出身校等における学校インターンシップ Q&A (令和8年4月1日現在)

1 目的(実施要項1) 関係

Q1 学校インターンシップの目的にある「採用時に求められる資質能力」とはどのようなものですか。

A1 県教育委員会では、教諭及び栄養教諭は、「みやぎの教員に求められる資質能力」として、「授業力」「生徒指導力」「子供理解」「学校を支える力」「教育への情熱」「たくましく豊かな人間性」「自己研鑽力」の7つを、養護教諭は、「保健管理力」「保健教育力」「健康相談及び保健指導力」「子供理解」「学校を支える力」「教育への情熱」「たくましく豊かな人間性」「自己研鑽力」の8つを、教員の育成指標として策定しています。

また、それぞれ教職経験年数に応じて5つの成長段階を設定し、新規採用時は第0期として、基礎的な知識と技能及び基本的な力量が求められることとなります。

詳しくは、宮城県教育庁教職員課(以下「教職員課」という。)のホームページにある「みやぎの教員に求められる資質能力」をご覧ください。

2 対象(実施要項2) 関係

Q1 対象学年に決まりはありますか。

A1 特に制限はありません。実績としては1、2年生が多くなっていますが、3、4年生も一定数います。

Q2 私立学校出身者の場合は対象となりますか。また、県外の学校出身者の場合はどうですか。

A2 いずれの場合も、仙台市を除く県内の公立学校の教員を志す者であれば対象になり得ます。ただし、県内の公立学校出身者が申込みした場合、そちらが優先されることがあるので、調整が出てくる可能性があります。

Q3 個人で申し込むことはできますか。

A3 個人での申込みはできません。全て大学等を通して申し込むこととなります。(科目等履修生を含む。)

3 調整の方法(実施要項6) 関係

Q1 受入や実施期間はどのようにして決めるのですか。

A1 大学等を通して第3希望までの希望が出されたものを、教職員課でとりまとめ、仙台市立学校を除く市町村立学校(以下「市町村立学校」という。)の場合は市町村教育委員会経由で学校に、県立学校の場合は直接学校に、受入を依頼します。各学校では、学校行事や定期考査などの予定を勘案して「第何希望で受入可」などを検討していただき、市町村立学校の場合は市町村教育委員会、各教育事務所経由で教職員課に、県立学校の場合は直接教職員課に、ご報告いただきます。

集まった情報を教職員課が集約し、学校としての受入可能人数超過や担当教諭不在などの受入が難しい状況が生じた場合は、市町村立学校の場合は当該市町村教育委員会や他の市町村教育委員会に、県立学校の場合は直接当該学校や他の学校に、また大学を通して希望者に、それぞれ教職員課から連絡し、実施時期や実施校などのすり合わせを行うこととなります。

それが完了したら、各大学に参加者の連絡先を提出していただき、教職員課で集約した後、市町村立学校の場合は市町村教育委員会経由で学校に、県立学校の場合は直接学校に、連絡先情報を含めて決定通知を発送します。

各学校には、例年、8月下旬から9月の希望が多いため、複数大学から複数名の希望が出される可能性があります。可能な範囲内で是非受入れていただくようお願いします。

Q2 各大学からの同一実施希望校かつ同一期間における希望人数が、なぜ最大2名なのですか。

A2 たとえば、最大人数を設定しない場合、A 小学校の9月1日~5日の希望が P 大学から4名出され、Q 大学からも同様の希望が出されたとき、A 小学校としては同時期に8名の受入を検討することとなります。このことから、各大学からの同一校かつ同一期間における希望人数を限定しています。

4 体験活動内容(実施要項7) 関係

Q1 「教員の指導補助」とは、具体的にどのようなものを指しますか。

A1 担当教員の指示のもとで、教材、教具の準備や提示、行事の補助的業務などを行うことが想定されます。インターンシップは、担当教員等の授業を観察し、授業の構成や学習の流れ、児童・生徒の反応、学級経営などを観察できる機会であるとともに、教員の仕事を体験的に理解する場と捉えています。

なお、Q2 とも関連しますが、年度当初の実施通知に各学校には体験活動内容例も添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

Q2 業務補助における「軽易な業務」とは、具体的にどのようなものを指しますか。

A2 担当教員の指示のもとで、答案の採点の補助、宿題等へのコメント記入、児童生徒と共に給食の準備や清掃指導の補助などが想定されます。

基本的には各学校の判断で指示することになりますが、各学校には、本事業の趣旨を踏まえ、児童生徒と人間関係を築く機会を設けるなど、可能な限り多様な場面を用意していただくようお願いします。

Q3 「学校インターンシップ体験活動内容例」の中で、まとめや振り返りについての記載がありますが、具体的にはどのようにすればよいですか。

A3 体験活動例はあくまでも一例なので必ずしも実施期間の中で行うべきものではありませんが、実施校から指示のあった場合、「体験記録」に、実施期間を通して考えたこと、感じたことなどを記載してください。また振り返りの部分は「みやぎの教員に求められる資質能力」の一部の要素をまとめたものです。参加者自身の思いを記載するとともに、学校担当者等からアドバイスを受けるなどすると、その後の学習に効果的だと考えます。

また、「体験記録」には、実施学校担当者と所属大学担当者の確認欄があります。必ず使用しなければならぬものではありませんので、活用方法について、参加者と実施学校担当者、また参加者と所属大学担当者との間で、あらかじめ打合せをしておくと思います。

なお、別の様式等により報告が求められた場合には、大学の様式を使用してください。

5 事前説明会（実施要項8）関係

Q1 説明会はどのように開催されますか。

A1 オンデマンド方式で実施予定です。詳細は7月上旬に大学宛て発出予定の決定通知に案内を添付しますので、そちらをご確認ください。

6 大学等の対応（実施要項9）関係

Q1 実施期間中に事故等が生じた場合の対応はどうなるのでしょうか。

A1 各学校には、事前、もしくは実施期間中の早い段階で、参加者に緊急時の動きを指示するようお願いします。また、各大学には、状況が判明し次第、速やかに実施校と情報共有するようお願いします。

7 参加者の責務（実施要項10）関係

Q1 学校への移動方法はどのようになりますか。

A1 基本的には、徒歩、自転車、公共交通機関となります。これに拠り難い場合は実施校に相談し、指示に従うこととなります。いずれにしても、安全管理に十分に注意してください。

Q2 不注意で事故を起こしてしまったときどうするかという心配があります。

A2 参加者は、インターンシップに対応した賠償責任保険及び傷害保険等に参加するものとします。なお、すでに加入している場合はそれで構いませんが、適用範囲にお気を付けください。

なお、事故発生時は、人命救助・安全確保を最優先とし、可及的速やかに教職員に指示を仰ぐものとします。その上で、速やかに大学担当者に状況を報告してください。

Q3 その他、参加者が児童生徒に対して注意することはありますか。

A3 学校では、教職員としての言動を心がけてください。また、児童生徒と一対一になること、電話番号やメールアドレス、SNSのID等の交換などは禁止です。その他、細かいことでも担当教員に相談してください。

8 教育事務所、市町村教育委員会及び学校長の役割（実施要項11）関係

Q1 学校インターンシップの実施に当たり、学生を評価する必要はありますか。

A1 必要ありません。学校や教職員の職務内容について体験的に学ぶことや職業観を育成することを主たる目的としており、できるだけ学校等に負担をかけずに実施したいと考えています。ただし、大学によっては、簡易な報告書等の作成や学校インターンシップ体験記録の内容確認を求める場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

9 「こども性暴力防止法」への対応について（実施要項12）関係

Q1 学校インターンシップの実施に当たり、「こども性暴力防止法」における犯罪事実確認を行う必要はありますか。

A1 実習における犯罪事実確認の必要性については支配性・継続性・閉鎖性の3要件を全て満たすものであるかという観点から実習の実態に応じて判断されることとなりますが、学校インターンシップでは、指導教員等の監督の下で児童生徒と接することとし、児童生徒と一対一にならないことで、犯罪事実確認を行う対象とはならないこととしています。実施校においても、また学生自身においても、児童生徒と一対一にならないよう、留意してください。